

令和6年度第4回府中市市民協働推進会議 会議録

- 日 時 令和6年7月26日（金）午前10時5分から12時40分
- 会 場 府中駅北第2庁舎3階打合せ室
- 出席者 （委員）藤江会長、伊沢委員、坂牧委員、鈴木委員、関谷委員、花岡委員、山岡委員、山根委員
（事務局）山下市民協働推進部長、小塚協働共創推進課長、加瀬協働共創推進課主査、新藤主任、小堀事務職員、小池事務職員
- 欠席者 青山副会長、井上委員、森田委員
- 傍聴者 なし
- 議 事
- 1 報告事項
 - (1) 「価値共創促進事業」の事業名称の変更について
 - (2) 「提案型協働事業」の成立の背景と廃止の理由について（資料6）
 - 2 審議事項
 - (1) 市民協働の推進に関する条例の制定について（資料1）
 - (2) 市民協働の取組の進捗管理（報告）について（資料2、3）
 - (3) 「価値共創促進事業」の事業名称の変更について
 - (4) 「提案型協働事業」の今後の取り扱いについて
 - (5) 「答申案」について（資料4）
- 資 料
- 資料1－1 市民協働の推進に関する条例の制定について
- 資料1－2 条例制定における各委員の意見・要望と現状課題を踏まえた検討
- 資料1－3 条例制定に関する事前質問事項（正副会長との事前打合せ資料）
- 資料2－1 令和5年度 協働により推進したい取組の進捗状況
- 資料2－2 令和5年度 協働により推進したい取組 施策評価
- 資料3－1 令和5年度 協働事業の実施状況
- 資料3－2 令和5年度 協働事業実績調査
- 資料3－3 令和5年度 附属機関・パブリックコメント・後援等実施状況
- 資料4 答申案
- 資料5 令和6年度府中市市民協働推進会議の開催予定
- 資料6 「提案型協働事業」および「価値共創促進事業」の沿革と比較
- 参 考
- ・「府中市地域まちづくり条例」
 - ・「府中市手話の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例」
 - ・「府中市まちの環境美化条例」
 - ・「府中市環境基本条例」

- ・ 条例とは（正副会長との事前打合せ資料）
- ・ 「真鶴町まちづくり条例」
- ・ 「神奈川県真鶴町／真鶴町と美の基準～「変えない」が価値となる共通言語～」
全国町村会ホームページ <https://www.zck.or.jp/site/forum/19343.html> より
- ・ 「府中市文化センターあり方に関する基本方針」（抜粋）

■開会

○会長より、事務局へ委員の出席状況などについて報告を依頼した。

○事務局より、青山副会長、井上委員及び森田委員が欠席との連絡を受けているが、定数 11 名のうち過半数の委員が出席しており、本会議が有効に成立していることを報告した。また、傍聴の申込はなかったことを報告した。続けて、前回の議事録を含め、配付資料の確認をした。

○会長より、次のとおり発言があった。

- ・ 欠席の青山副会長から「意見書」（本人作成）を、森田委員から「意見書」（課長名で作成した報告書）があり、後で代読する。

- ・ 条例については昨年度から様々な考えを聞いてきたが、前回、府中市や他市の条例を見て、改めて府中市の場合は「総合計画」と「都市宣言」、「基本方針」があり、さらに「条例」を想定する場合、これらにどのような関係があるのか、また、条例を制定する際の要件については、第 1 回推進会議で「建付けと、法的に問題がないこと」という事務局の報告があったが、改めて正確なところを確認するため、7 月 18 日に法制文書課から、青山副会長とともに確認を行った。事務局から山下部長、小塚課長、加瀬主査が同席した。前回までの認識とは異なる部分があり、青山副会長の「意見書」にも書かれているので後で報告する。

- ・ 本日欠席の委員はこの（法制文書課との確認）報告を聞けないので、預かっている「意見」については前回までの内容を踏まえた「意見」だと思う。正確な情報を共有して大事なことを決定していくのが会議の運営として、また協働においても重要だと思う。

■報告事項 1 「価値共創促進事業」の事業名称の変更について および

報告事項 2 「提案型協働事業」の成立の背景と廃止の理由について

○会長より、次のとおり発言があった。

- ・ 価値共創促進事業が登場したことで、この会議体では急遽部会をつくり、評価基準も再確認して進めてきた。しかし、提案型協働事業はこの会議体でそもそもから考えてきたに

も関わらず、廃止について一度も議論されず、経費についてなど中身については議論されてきたが、突然廃止が決まったという報告がきたため、腑に落ちない部分がある。

・よって、報告事項として、提案型協働事業の廃止と価値共創促進事業の開始は関連しているところがあると思うので、正確なところを把握するべく、事務局に、報告事項1「『価値共創促進事業』の事業名称の変更について」説明を依頼する。

○事務局より、報告事項1と報告事項2「『提案型協働事業』の成立の背景と廃止の理由について」は関連しているため、資料6に沿って「提案型協働事業」および「価値共創促進事業」の沿革と両制度の比較について説明があった。

・府中市では平成26年度に「府中市市民協働の推進に関する基本方針」が策定し、あわせて、様々な主体との協働事業の実施を提案できる仕組みとして「協働事業提案制度」の整備を開始、同制度における取組みとして、市民の自由な発想から協働事業の提案を求める「市民提案型協働事業」を開始し、提案の募集をはじめた。

・なお、こうした制度整備の背景については、平成27年度から令和3年度までを期間とする「府中市市民協働推進行動計画」の推進方策としていた。

・平成27年度には、市が課題として掲げるテーマに基づき、市民から協働事業の提案を求める「行政提案型協働事業」の開始に向け、庁内の各課が抱える行政課題の抽出を開始した。

・また同年、協働事業を共通の基準で評価することにより課題を整理し、事業の質や市民サービスの向上に繋げるため、「市民提案型協働事業評価制度」について市民協働推進会議で審議いただき制度化した。

・平成28年度には「行政提案型協働事業」の募集が開始され、「市民提案型協働事業評価制度」に基づき、前年度実施事業に対する評価作業も開始した。

・平成30年度には、市民協働推進会議での意見を踏まえて、2か年度事業の提案が可能となった。

・令和4年度には、提案団体の費用負担軽減を目的として提案の質の向上と件数増加、また多様な主体からの事業参画を目指し、「提案型協働事業」の制度を見直した。具体的には、対象経費および対象事業が拡大し、令和5年度実施事業より人件費の計上および企業からの提案を可能になった。また、推進会議では「行政提案型協働事業」と「市民提案型協働事業」の補助率について、格差是正を求める意見があがった。

・また同年、令和4年度には行政課題を公表し、課題解決に繋がる提案の受付や相談について常時受け付けることを目的とした「共創の窓口」開設し、令和5年度からは「価値共

創促進事業」を開始したことを受け、令和6年度をもって財政当局との調整等を経て類似事業である「提案型協働事業」を「価値共創促進事業」に統合することとなった。

- ・続いて「2 制度の比較」について、まず「事業の特徴」としては、「提案型協働事業」は市民のアイデアやノウハウを生かした事業提案を募集し、市との協働で実施するものであり、「価値共創促進事業」は「提案型協働事業」をベースに、迅速性と新たな価値創出を重視した予算の担保を行ったものである。

- ・「事業開始」年度は、それぞれ平成27年度と、令和5年度である。

- ・「実施主体」は、「提案型協働事業」は「市民団体等を含む多様な主体」に加えて令和4年度からは企業による提案も可能となったのに対し、「価値共創促進事業」については、当初より企業、NPO法人、教育機関からの提案も想定していますが、引続き市民団体からの提案も可能である。

- ・「提案時期」については、「提案型協働事業」は前年度なのに対し、「価値共創促進事業」は当該年度であり、これは、企画の発案から期間開けずに実行できる点が特筆できる点である。

- ・「実施期間」については、「提案型協働事業」は当初は1か年だったのが、令和元年度から2か年となり、1年目で改善が必要となった点を修正し実行する機会がほしいという市民意見を踏まえたものである。「価値共創促進事業」では、その要素を引継ぎ、当初より2か年までにしている。

- ・「財政支援」については、「市民提案型」は上限50万円かつ50%までの補助、「行政提案型」は上限なしの100%委託だったが、実質は100万円程度までの委託を想定していた。これに対して「価値共創促進事業」は上限が200万円までの100%の委託となり、これまでの「市民提案型」と「行政提案型」との格差が是正された。「提案型協働事業」の場合、審査会で事業が採択された後に、財政担当との折衝や議会審査を経て予算が確保され、翌年度に実施されるが、「価値共創促進事業」は、協働共創推進課で、総額700万円の予算を先に計上しているため、事業実施の決定後、スムーズに事業が実施できるところが画期的である。

- ・「事前相談期限」は、「提案型協働事業」は、提案の受付期間がおよそ一カ月間だったのに対し、「価値共創促進事業」は常設の「共創の窓口」より提案いただくため、審査会のスケジュールは決まっているものの、常時提案を受け付ける体制が整っている。

- ・「評価制度」については、推進会議で整備した「提案型協働事業評価制度」を「価値共創促進事業」においても引続き使用することになった。

- ・「課題」としては、「提案型協働事業」は、課題の認識や企画提案から実施までに時間を要するほか、募集期間が短く提案しにくい部分があったが、「価値共創促進事業」につ

いては「共創の窓口」への提案件数は増加しており、令和5年度が41件だったのに対し令和6年度は7月時点で10件となっている。

- ・しかし、担当課とのマッチングがかなわないケースが多く、今年度はまだ価値共創促進事業の審査に至っていない。

- ・「価値共創促進事業」については、従来の「提案型協働事業」の課題を踏まえてスタートしたものではあるが、両事業のメリット、デメリットなどを踏まえて、現行制度の今後のあり方について意見をいただきたい。

○会長より、次のとおり発言があった。

- ・資料6に沿って説明してもらい、初めて説明を受ける部分があったかもしれないが、「提案型協働事業」という名称の事業がなくなり、概念として統一されていない「価値共創促進事業」が開始され、また今年度は事業成立に至っていないとのことで、協働事業の大事な部分をなくしてしまっており、条例で狙っている部分と逆のことを行っている気がする。

- ・審議事項の中で、両者の名称と今後の在り方について審議し、答申にも付記したいと思う。ここまでの事務局の説明について質問があるか。

○山岡委員より、次のとおり質問があった。

- ・事業名称を変更するというのは「価値共創促進事業」のことか。
- ・「価値共創促進事業」ができた背景はどこに書いてあるのか。新しい価値を開拓するものだと理解しているが、確認したい。

○事務局より、次のとおり説明があった。

- ・「提案型協働事業」では、事業を決定した翌年度に事業開始するためスピード感に欠けるという意見が多かったため、「価値共創促進事業」では事前に予算を確保し、当該年度中に実施できるようにした。また、「市民提案型協働事業」は補助金が50パーセントまでであったのに対し、「価値共創促進事業」は100パーセントの委託となり、市民活動団体や企業の負担が減り、「提案型協働事業」を改善したものになっている。

○山岡委員より、次のとおり質問があった。

- ・「価値共創促進事業」という名前に変えたのは、より価値の高い付加価値を付けるためかと思ったが、今の話だと金銭問題等々を改善したとのことか。

○事務局より、次のとおり説明があった。

- ・事業名称を変更したことであまり伝わらなかった部分があるが、取組みが大きく変わるものではなく、より良いものを市民に提案していきたいという思いがある。

○関谷委員より、次のとおり発言があった。

- ・「提案型協働事業」から「価値共創促進事業」に名前を変更したプロセスがわかるというと思う。

○会長より、次のとおり発言があった。

- ・名前を変更したわけではなく、両者は別の事業である。

○関谷委員より、次のとおり質問があった。

- ・「提案型協働事業」の改善案として「価値共創促進事業」があるということであれば、「価値共創促進事業」になったプロセスや違い、どういった目的を持って変えたのか整理してほしい。

○会長より、次のとおり発言があった。

- ・特に「共創」の定義について、この時点での「共創」の定義は、今年度この会議体で検討した概念と同じだったのか。

- ・私の経験では、とにかくスピーディーさが言われているが、窓口としては「共創の窓口」というものが登場して、従来の協働事業とは違うところに窓口ができ、なぜかというところと当該年度でスタートできるスピーディーさを求めていたとのことだったので、そうであればこの会議体で注文をしても仕方ないと思っていた。

- ・今の質問に加えて、予算の要求は前年度の今位から始めて、9月位に固まると思うが、「価値共創促進事業」が令和5年度開始のため、令和4年に予算の部分で、この会議体は大体9月に終わっているんで、それまでに「共創」なりの言葉について、この会議体で「提案型協働事業」と「価値共創促進事業」がコンセプトとしてどう違うのか、予算の執行時期の話ではなく、新しい言葉として出てきたので、その時の共創概念が、組織名にもついているくらいなので、一定の概念があったのではないかと。

○小塚課長より、次のとおり説明があった。

- ・「提案型協働事業」から「価値共創促進事業」に変わった一番大きなところは、財政的な支援についてあり、この会議体でも課題になっていた。令和4年度の推進会議では、

「市民提案型協働事業」の補助額を100パーセントにしてほしいという意見が出ており、我々としても真摯に受け止めた。しかし、予算を確保するには事業のパワーアップだけでは難しく、新たなかたちで提案し、予算を獲得したものである。

- ・通常、この時期から予算要望をして来年度の予算を獲得するという流れの中でいうと、これまでの「提案型協働事業」は、この時期に審査を行い、それから財政当局に予算要望をするため、審議会で決まったからと言って予算が約束されているというわけではなかった。きちんとした担保の中で安心して事業を実施していただきたかった。

- ・その中で新たな名称をつくるにあたっては、当課が協働共創推進課として「共創」と付いていることもあって、「価値共創促進事業」とさせていただいた。

- ・これまでの協働型事業についても、行政と民間団体が一緒にやらせていただくなかで、行政課題について新たな手法を取り入れながらやっていただいていたと認識しており、これまでの事業についても共創的な価値（ともに新たなものを創りだしていくという価値）があったと思うので、「価値共創促進事業」についてもやっていただく内容は類似している。

- ・しかし、二つの事業を併記すると誤解を生む可能性もあるので、「提案型協働事業」でやっていただいた事業を、「価値共創促進事業」に包括して移行できると考えて、廃止・吸収させてもらったものである。

- ・「価値共創促進事業」という名称は、我々としても市民に認識させることが難しく、課題だと思っているので、名称については検討いただければと思う。

○会長より、他に質問はないか確認があった。

○山岡委員より、次のとおり発言があった。

- ・今の説明だと、役所内の予算取りのためには、名前を新しくしないといけなかったという理屈だったようだ。

- ・しかし、応募する市民は同じであって、実際変わったのは補助額やスピーディーさが上がっただけであり、本当に良いことだったのか。

- ・もちろん前の制度を継承し、それなりの進化をしているのだろうが、市民としては、また新しいものができたなという感じで、役所の理屈だけで変えたというのは通らないと思う。

○会長より、次のとおり発言があった。

- ・「共創」という概念について、課長の説明では従来のものも価値があったとのことだが、新しい名前を付けるのであれば、いい意味でずれがないと相手に説明するときに響かないと思う。

- ・今年の第1回推進会議でも説明があったように、共創の3要件というものを意識していたのかもしれないが、やはりこの会議体で「提案型協働事業」を廃止する、それを取引材料にするといった議論はなく、それを委ねたわけでもなかったと思う。

- ・そういった点で今の話は、協働の推進にとって、時間をかけてコツコツやってきたものが応募できるような、行政と市民の間の協働というのは時間がかかるもので、市民は変わらないが行政職員は異動するため継続性が難しいが、にわかに応募できるのではなく、積み上げのなかで様々な分野が提案され、この会議体も当初は全員で部会の審査を担当していて、それは勉強になってよかったと思う。

- ・今の説明は報告事項として、私たちの質問も会議録に記録されると思うが、他に質問はあるか。

○山根委員より、次のとおり発言があった。

- ・「提案型協働事業」に応募した知人の団体からはすごくやりやすく、他の方にも薦めたと聞いた。

- ・しかし、わかりやすくはあったが、財政面などは自分たちで努力しないといけない部分もあり、自分たちがもう少し積み重ねてからでないと一歩踏み出して申込みができないという話がでたこともあった。

- ・名称が変わったときに、「提案型協働事業」を探してしまった。しかし本日、より大勢の方を組み込んで迅速に、また「共創の窓口」もつくって、市民により近づいてくれた事業だったのだと気づいた。

- ・しかし理解するのが難しく、ハードルがあがったものに見えてしまっていたと思う。

○会長より、次のとおり発言があった。

- ・「共創の窓口」は一時的な迅速なもの向けで、従来の市と市民が協働で申請していくものとは違い、簡易的にポストをつくったのが実態で、今の説明とは違った背景でできており、結局応募がない事態になっている。

- ・従来型のものがなくなっているので、行政と市民が協働して提案できる場がなくなってしまう。そういう意味では協働が停滞しているとも受け止められる。「共創の窓口」に登録があるとか、そういうこととは違う影響があると思う。

○事務局より、説明があった。

- ・「共創の窓口」にはたくさんの応募をいただいております、令和6年度はすでに10件の応募があるが、庁内の部署とのマッチングが課題となっており、「価値共創促進事業」への実施には至っていないという背景がある。

○会長より、次のとおり発言があった。

- ・私も同じことを言っており、従来型であれば積み上げてきたものがあり、担当課と了解しながらやってきているので、マッチングで問題は生じにくい。しかし、後でマッチングしようと思うと、こうなってしまう点が価値共創促進事業の欠点である。
- ・ここでいうのは件数の問題ではなくて、協働事業という行政と市民が一緒になってやっていくという大事なものがなくなったということを押さえなくてはいけないと思う。

○事務局より、次のとおり説明があった。

- ・従来型からマッチングに苦慮しており伸び悩んでいる状況は変わらない。加えて「提案型協働事業」への提案が少なくなっていたため、「共創の窓口」として常時開設し、門戸を広げたことで提案件数は従来より大幅に増えている。

○小塚課長より、次のとおり説明があった。

- ・従来の提案型協働事業についても、市民から提案を受けてから担当課とマッチングをしていたので、その手順は今までと変わらないかたちである。

○山岡委員より、次のとおり発言があった。

- ・「提案型協働事業」への提案は少なく、一桁より下だ。「価値共創促進事業」は41件あり、大きく変わったかもしれないが、どうしてそうなるのかはつきりせず、マッチングだけが問題ではないと思う。

○伊沢委員より、次のとおり発言があった。

- ・マッチングが難しいというのはどういうことか。もったいないと思う。

○事務局より、次のとおり説明があった。

- ・担当課の人員に余裕がない場合や、よい提案だったとしても課題のすり合わせが難しい場合がある。

- ・また、あがってくる提案の割合は「フリー型」が3、「テーマ型」が1くらいである。「テーマ型」であれば自分たちが課題として提示しているものであるためよりマッチングしやすいが、提案件数は「フリー型」が多いため、主管課のニーズと一致しにくいことは見受けられる。

○会長より、他に質問はないか確認があった。他に質問がないことを確認し、次のとおり発言があった。

- ・廃止の理由については、先ほどの説明では、この会議体では議論はしていないが、「価値共創促進事業」が「提案型協働事業」をベースにして変わっていった、定義は曖昧だが、この事業になっていったということによいか。

- ・それではなぜ、この会議体で議題として挙がらなかったのか。予算要望の時期にはまだこの会議体は開かれていたはずだが、後でなくなったことを聞かされたので、なぜこの会議体で議題にしてくれなかったのか。

○小塚課長より、次のとおり説明があった。

- ・提案型協働事業について推進会議で様々な意見をいただいていた中で、バージョンアップというかたちと認識していたため、議論ではなく報告とさせてもらった。

○会長より、「担当課の方の独自の判断で」という意味ですね、「この会議体で諮る必要はなかった」と判断されたということであるとの発言があった。

○会長より、他に質問はないか確認があった。

○伊沢委員より、次のとおり発言があった。

- ・マッチングが今季まだないことがもったいないと思う。改善点ができていれば教えてほしい。

- ・また、すり合わせやマッチングの時点でうまくいかないのであれば、例えば細かくなくともどういった案件の提案が欲しいなど、行政からの希望が事前にあると、市民はそれにすり合わせて提案ができると思う。

○事務局より、次のとおり説明があった。

- ・より事業実施に結びつけやすいテーマ型について、市の全課にヒアリング等を行い、直接課題の抽出をしている。今後もその課題を公開し、結び付けやすくするようにしていく。

○会長より、次のとおり説明があった。

- ・「提案型協働事業」は「行政提案型」と「市民提案型」の両方があり、件数は別として、ヒアリングも両者が出席しマッチングをしたうえで審査をしたというプロセスがある。「価値共創促進事業」の場合、出たところ勝負というか、マッチングが後になり、両者が繋がっていくかどうかは、担当課がマンパワーの部分も含め制約があったり、担当課のニーズと合わなかったりと、なかなか噛み合っていないことがあるのだと思う。

○事務局より、次のとおり説明があった。

- ・「価値共創促進事業」も「行政提案型」の「テーマ型」と「市民提案型」の「フリー型」があり、マッチングしていく過程のなかで担当課も同席した上で提案者のヒアリングをするため、「提案型協働事業」と変わらない。「価値共創促進事業」の方が、より行政課題テーマを多く挙げているので、マッチングしやすい工夫もしている。

○会長より、次のとおり説明があった。

- ・行政の方が、市民が提案していた課題を拒否するということが、マッチングを拒否しているように受け止められるので、その辺が作り方、「行政提案型」であったならば、それを担いたいという市民のニーズがないものを提案しているのではないかな。
- ・私の印象では、「提案型協働事業」はそのあたりを積み重ねてきたうえで、件数は別として、表に出てきているので、そのあたりがマッチングの問題の発生の背景に違いがあると思う。

○山岡委員より、次のとおり発言があった。

- ・「提案型協働事業」が期待通りでなかったのも新しいことをしよう、応募を増やそうとするのはすごくよいことだ。
- ・しかし、なぜ「提案型協働事業」でそうした問題があったのか、解決できないのか、名前を変えれば変わるのかが理解が難しい。何となく名称を変えるのではなく、「提案型協働事業」をはっきり分析しないと道筋をたどる可能性がある。
- ・広報にも出ていたが、よくわからなかったという声を聞いた。

・「提案型協働事業」が悪かったから変えたのか、今度の事業がすごくいいからなのか、物事を変える時には、古いものをずっと残す必要はないが、何が悪いのかがわかったら対応し、その次に名前を考えるならいいと思うが、今まで聞いた限りでは古いものの何が悪いのかがピンポイントでないまま、「共創」という名前で隠したような感じがする。私たちはこうしたことを知っているからいいが、市民は何もわからない。

○会長より、他に質問はないことを確認したうえで、審議事項に移行した。

■審議事項 1 市民協働の推進に関する条例の制定について

○会長より、次のとおり説明があった。

・昨年から条例について検討しており、答申しているが、これまでのこの会議体での条例についての検討のプロセスについて、また青山副会長と法制文書課から確認した部分について、青山副会長の「意見書」にも書かれており、資料も配付しているが、条例にも色々な種類があるということも初めてわかり、「理念的条例」という言葉は出てきていたが、制定にあたっての要件も教えてもらった。

・基本的な会議の進め方としては正確な情報を知って共有して、主体的に判断してもらい丁寧に進めたいと思うので、今日もそうしたい。

・昨年度の答申では、「令和6年度の推進会議では、今年度（令和5年度）の推進会議であがった意見についてより審議を深め、多様な主体による協働・共創を推進する条例の制定に関する答申を目指し、取り組んでまいります。」となっており、これに基づいて4月から検討してきた。「多様な主体による協働・共創を推進する条例の制定」に関して検討していくということで継続性が担保されてきた。

・第1回の推進会議では、「共創」という言葉について、一人一人に意見を出してもらい、今日配付された事務局が作成した資料にも含まれていると思うが、この「共創」という言葉についての定義の検討を出発点に、担当課の考えの紹介と、それに対する意見交換を行ったところだ。

・まず「共創」概念について、第1回会議の会議録にもあるが、小塚課長からの提案とというか、担当課の提案にもなるが、ひとつは「理念中心条例」であること、従来の基本方針の内容を基本にしつつ、「共創」の内容を加えたい、その意味として市が考える「共創」のイメージという資料に基づく説明があった。

・多様な主体が連携して、課題の解決に向けて取り組んできた協働から、さらなる高みを目指し、新たな公益的価値を創出することということに加えて、その実施主体に対して、その価値が還元されることをイメージしているという説明があった。

・企業であれば営業利益、あるいは社会貢献活動によるイメージアップ、市民活動であれば会員の増加や認知度の向上などが「共創」によって生まれる価値にあたるという説明があった。

・そのうえで、「協働」に対する「共創」の位置づけと定義についても多様な解釈があり得るため、委員に意見をいただきたいという依頼で、第1回で検討した。

・（事務局と事前の打合せで）配付された資料では、「協働」と「共創」については、三つのパターンというか、違いがあると説明があった。

・一つ目は、「共創」は結果としてwin-winで当事者同士に得られるものがあること、言い換えると多様な主体が協働することによって公益的価値をつくるとともに、参画する主体自身にも新たな価値が生み出され、還元されるということがある。

・二つ目は、生み出す成果のレベルという点で、多様な主体が協働することにより、負の課題解決のみならず、市民の生活向上に資する新たな公益的価値をつくること、0からプラスということで、これも議論の中では協働はマイナスから0へというような話もでた。

・三つ目は、事業性の有無ということで、「共創」は多様な主体が協働することで、公益的価値に加えて事業利益を創出すること、つまり事業性というのは利益で、これが創出されること、とのことだった。

・三つの「共創」の定義に関わる部分が示され、第1回目で議論してもらった。

・しかし、「共創」については、意見交換の後も定義は一致しなかった。

・その会議で山下部長から、条例からも「共創」の文言は削除する旨の提案があり、この会議体でも承認をした。この時点で、昨年度は、「協働・共創を推進する条例の制定に関する答申」ということで答申したが、この中の「共創」という文言が削られることになるので、「協働を推進する条例の制定に関する」検討を行うという風に性質が変わったということになる。

・そのほか、私から提案したことだが、アンケート(令和5年度総合計画に関する市民意識調査結果)で、協働の事業の評価が非常に低く、協働は方法論なので、ほかの大事な具体的な施策と並べられると、重点プロジェクトとはいえ、5つ選んでくださいと言われると上位には入りにくいものである。順位については並列で選択肢の一つとして挙げられること自体に不利に働くと思うということを話した。事務局はそれを受け、重点プロジェクトのなかで協働の役割がどの程度果たされているかについて整理し、報告したという経緯があった。

・こうしたプロセスがあり、協働の役割や評価について確認する作業を行ってきた。この作業で、府中市における市民の重要とする解決課題を私たちが知り、残念ながら協働

は低い順位だったが、そうした具体的な課題を解決することに、条例を作ることが繋がるのかという考えに移行してきた。

- ・前回の会議では、分倍河原周辺の再開発について当事者でおられる方からの発言もあり、関連して真鶴町の条例の例もでた。

- ・「条例」や「基本方針」、「総合計画」の表現や使い方についても要望がでて、「条例」にこういったことがあるとよい、といった意見も出てきたところだ。

- ・私と青山副会長としては、「都市宣言」と「基本方針」があって、その間に入る柔らかな表現のものが「条例」であるといいという意見も出たが、私たちは改めて、「総合計画」と「都市宣言」、「基本方針」「条例」の法的な関係を、事務局からは第1回推進会議で問題がないと報告があったが、もう少し確認をしたく、質問を事前に出して、7月18日にヒアリングを行い、法制文書課の板橋課長から説明を聞いた。

- ・質問をコンパクトにまとめると、「総合計画」と「都市宣言」、「基本方針」の関係を聞きたいということと、条例に色々な性格のものがあるのであれば、「理念型」というものも含めて正確に知りたいということ、三点目は条例が加わった場合に、「総合計画」と「都市宣言」、「基本方針」、「条例」の関係はどのように整理したらいいのかということだ。第1回推進会議でも「基本方針」と重ならない内容を付け加えて、理念型の「条例」として案が出され、「基本方針」とだぶらない内容が記載されたものが提示されたが、そのあたりの関係をどう整理したらいいかというのが三点目だ。

- ・四点目は、『第7次府中市総合計画』の後期基本計画を策定し始めているところだが、この『総合計画』の最初には「まちづくり像」があり、理念というものをそこが示しているので、ここについて確認するというもので、そのうえで、「基本方針」と「条例」の関係というのは改めてどうなっているのか、正確に知りたいというものだった。

- ・それと10年目の節目ということであれば、再宣言や、市長からメッセージを発信してもらおうような、前回までに具体的な協働における課題に光を当ててほしいという意見や、また協働まつりの印象の話も出たが、それが条例に何か組込むことによって解決するものなのか、そういったことを考えていたので、メッセージというかたちでの発信が可能かどうかについても担当課に確認したく、聞いた。

- ・その回答については、青山副会長からの『意見書』にほとんどのやりとりがまとまっているので代読する。

○会長から、副会長の意見書を代読するかたちで、次のとおり発言があった。

- ・「1. 最初に、『総合計画』、『宣言』、『基本方針』の関係についてご説明いただきました。『総合計画』は府中市におけるまちづくりの最上位の計画であり、すべての

計画の基本という意味で『総合』であると理解しました。それに対して、『宣言』は特定の領域に関わるものであり、『宣言』と『基本方針』は対等の関係にあり、かつ、相互に補完する関係にあると理解しました。対等かつ相互補完の関係とは、『宣言』と『基本方針』の間には上下の関係はなく、そのうえで、『宣言』は府中市の理念を対外的に広く伝えるものであり、『基本方針』は宣言の目的や定義をより具体的に示し、理念を市民と共有するためのものであると理解しました。」とあり、私のメモでは、「宣言」を市民と共有するために、基本的事項等を含めて記載しているのが「基本方針」だということになる。

- ・「府中市には『府中市平和都市宣言』『交通安全都市宣言』『男女共同参画宣言都市・府中』『市民協働都市宣言』の4つの宣言があります。『宣言』にかならず『基本方針』があるわけではなく、府中市の4つの『宣言』のうち『基本方針』があるのは『市民協働都市宣言』だけです。」とあり、そういった特徴がある。

- ・2つ目として、「次に、条例にはどのようなタイプがあるのかについてご説明いただきました。条例は、まず大きく法律の規定を根拠とする『委任条例』とそれ以外に分類され、後者はさらに『市の政策や施策の目指す方向性、基本理念、市民等の責務（努力義務）等』を定める『理念条例』と「市の政策目的を実現するため、権力性を伴う事務を行うため」に定める『政策条例』に分類されることを理解しました。」とのことだ。

- ・理念条例が、私たちが検討しているものであるため、その部分をもう一度読み上げると、「市の政策や施策の目指す方向性、基本理念、市民等の責務・努力義務等」を定める理念条例、今回は市民協働についての条例になるため、そういったところについて市の政策や施策の目指す方向性、基本理念、市民等の責務等を含んでいないといけない、ということになる。

- ・続けて、「府中市では、『委任条例』の例として『府中市市税条例』『府中市市民活動センター条例』などが、『理念条例』の例として『府中市環境基本条例』『府中市手話の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例』などが、『政策条例』の例として『府中市まちの環境美化条例』『府中市地域まちづくり条例』があることを理解しました。今回の諮問で想定されている条例は『理念条例』に分類される条例であると私は理解しました。」とのことだ。

- ・3つ目として、「以上を踏まえて『総合計画』『宣言』『基本方針』『条例』の関係を改めて整理すると、『総合計画』が最上位にあつて全体を包括するものであり、その下に特定の領域についての『宣言』などが置かれるものであると理解しました。そのなかで、「宣言」は対外的な発信をおもな役割とし、『基本方針』は宣言の理念を市民と共有することを役割とすると理解しました。

『市民協働都市宣言』にはすでに『基本方針』があるため、もし仮にあらたに条例を設けるとするのであれば、条例の内容は『基本方針』と矛盾した内容であってはならず、また、重複する内容であっては新たに設ける意味がないことを理解しました。」と書かれている。

・4番目に、「最後に私個人の感想を申し上げます。『基本方針』がすでにあるなかで、新たに『条例』を設けるとすれば、その意義は『基本方針』にはない新しい要素を盛り込むことにあると思います。しかし、これまでの会議で検討された『共創』という考え方については、会議のなかで全員が一致した見解を持つに至っていません。また、市側としてもあえて『共創』を盛り込む必要はないとの立場であると理解しています。であれば、今回の諮問に対する答申においては、『条例』の設置を是とするには及ばないのではないかと考えます。」というのが、青山副会長の意見書である。

・特に青山副会長の意見の最後の部分にもあるが、担当課とのやり取りのなかで、正確に条例の在り方と、その中でも理念条例に含むべき要件について、昨年から確認がされていなかったため、こうした形で説明があり確認できたため紹介した。

○会長から、森田委員の「意見」について、次のとおり発言があった。

・また森田委員からも「意見」を預かっている。昨日事務局が電話で受け、事務局が報告書を作成したということで、先ほどの法制文書課へのヒアリング内容は伝えられていない状態の段階での意見であるが、意見を読み上げる。

○会長から、森田委員からの「意見」を記載した報告書が代読された。

・「『（令和6年6月28日開催第3回推進会議録における）条例は今無理に制定する必要性は低い』という自身の発言については、条例は大急ぎで制定しなくても、ゆっくりと考えていけばよいのではないか、という意味で発言したものであったが、その後他の委員の意見を聞き、自身の考えとしては、条例制定の必要性はあると改めたい。条例の内容としては、あくまで『協働』をしっかりと推進するものであれば、地域で実施する自身の活動にもつながると考えるため、条例制定には賛成したい。」

○会長より、次のとおり発言があった。

・条例の制定について法制文書課からの話を紹介したが、重要な「総合計画」と「都市宣言」、「基本方針」、「条例」の四者の関係を確認し、青山副会長の「意見書」を代読した内容が、私と副会長の印象、認識だ。

○会長より、ヒアリング当日は山下部長や担当課も同席したため補足があるか確認したところ、補足等はなかった。

○会長より、次のとおり発言があった。

- ・ヒアリングの内容は共有できたと思うので、改めて条例の必要性について判断することになり、これについては本日決めていかないといけない。
- ・昨年度からの流れと、法制文書課に確認した内容については前回まではこれを踏まえないで意見が出されてきたが、それ自体はとてもよいことで、何かの形で活かさないといけないと思う。

○会長より、委員に意見を求めた。

○山岡委員より、次のとおり発言があった。

- ・政策条例は結果を求めるもの、理念条例は方針的なものでは、後者は達成できなくてもお咎めがないようなものだった。
- ・条例は、ある程度の拘束力がある点が「基本方針」との大きな違いだと思う。拘束力があることによって実行できると思うが、理念条例というのはどういうことなのか。

○会長より、次のとおり発言があった。

- ・前回の会議で分倍河原駅周辺の開発について、まちづくり協議会として取り組まれ、条例が役に立ったという話をされたと思うが、その条例は何を指していたのか。

○山岡委員より、次のとおり発言があった。

- ・例えば、「基本方針」ではまちを綺麗にしましょう、景観をよくしましょうというが、それに対して「条例」は、まちづくりの具体的なルールで、ある意味での拘束力になる。
- ・ただし今すぐに対応できない場合は建て替えの時などに対応することにして、最終的にまちを綺麗にするというものだ。もし条例がなければ、ただ綺麗にするのはいいことだな、で終わってしまう。ある程度の拘束力、条件の付きの拘束というのが条例だ。

○会長より、次のとおり発言があった。

- ・先ほどの紹介の中で「府中市地域まちづくり条例」という政策条例があるということだった。

○山岡委員より、多分その条例である、と発言があった。

○会長より、次のとおり発言があった。

- ・別の委員会で「府中市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の重点プロジェクトの評価の委員をしているが、先日たまたま分倍河原駅周辺の担当課にヒアリングをする機会があったので、法的なものに依拠してやっている事業なのか聞いた。

- ・真鶴町などは、大規模に景観を損なうようなリゾートが流行った時期に、町の景観を含めて守っていこうということで、いろいろな地域で、まちを守っていこうというバックグラウンドでできた、まちづくりのハードについてのもので、分倍河原についても同じ側面があると思う。地域ごとに、まちの像を協議会でつくって、そこから具体的に協議会の意見を反映していき、ようやく都市計画道路の計画が決まったそうで、これは収用対象になるので拒否しにくいものであり、道路ができることによって歩道なども固まっていくものなので、全体の枠を作っていくという意味では大事な部分で、それに重なる部分を山岡さんがしてくださっていたと思うが、解釈に間違いはないか。

○山岡委員より、大枠としては正しい、と発言があった。

○山下部長より、次のとおり発言があった。

- ・山岡さんからの説明に対して整理して話したい。参考資料「条例とは」を読みあげたさせていたたく、法制文書課からの話だと受け止めてほしい。

- ・条例には3種類あり、まず委任状例は、法令法規の実施条例で、国などから降りてきたものをそのまま市が作っているものだ。自主条例として府中市が単独で設けられるものとして、政策条例と理念条例がある。前回から山岡さんが話してくださっている「まちづくり条例」は、より実効性と強制力があるものとしての位置づけにあるので政策誘導型、もしくは実効性重視型と言われているもので、市民にもそれなりの責任を負うような条例だ。

- ・今回考えているのは、理念条例で、これはPRもしくは政治的効果を重視したもので、今回市民協働をさらに推し進める、バージョンアップしたいというのが市のねらいである。

○会長より、次のとおり発言があった。

- ・参考資料「条例とは」の中段あたりにも書かれており、青山副会長もこの資料をもとに意見をまとめている。

- ・検討している条例自体は強制力とかそういったもことは除外されているということで考えられているので、自主条例のうちの理念条例に該当するという説明だった。

○山岡委員より、次のとおり発言があった。

- ・ただ普及や広がり、継続性、そういったものについて、やはり理念条例はある意味で拘束力を持つと思うので、この条例があるのとないのでは差が出ると思う。

- ・市民協働推進のための条例がなぜ必要があるか色々考えてみた。

- ・1点目は、「基本方針」や「都市宣言」は一般的な指針で、具体的な拘束力を基本的には持たない。「条例」はある程度の拘束力があり、具体的に市民活動を実施する枠組みを提供できる、あるいは助けになると思う。例えば、定義や範囲、手続き、責任などの枠組みを作り、継続することの力にある。

- ・2点目は、責任の明確化と透明性の確保で、「条例」があることによって関連する団体の責任や役割が、より明確になり透明性が高まると思う。これは強制というよりかは、透明化の話だ。

- ・3点目は、持続可能性と長期的な推進で、「基本方針」は時期や政策の変更で更新される可能性があるが、「条例」によって一時的ではなく、長期的に市民活動の推進を担保できる。

- ・まとめると、市民協働推進の「基本方針」に加えて、「条例」を制定することによって、具体的な運営や実施において、より効果的かつ持続可能な市民活動の推進が期待できる。森田委員からの意見も同じようなことだと思う。

- ・罰則はないが、ある程度の強制力、あるいは、ある程度の注目を集めて心理的な影響を与えられるのではないかなと思う。

- ・「条例」は、「基本方針」の中にある内容であっても、それを裏付けるものとして、「条例」でこれをやりなさい、これを推進したいとすることによって、「基本方針」ですべてができるかということ、やるのは人であるから、人に対する心理的な圧力や合意を持つのは「条例」ではないかなと思う。

○会長より、次のとおり発言があった。

- ・「総合計画」ではまちづくりの理念を明確にしており、「都市宣言」は市民協働を推進していくことを市民に共有するために書かれていて、「都市宣言」と「基本方針」が一体化されているという点で、他の宣言とは異なるユニークなものだ。

- ・「基本方針」は、市民同士の協働も含め、行政と市が協働してやっていくことが入っており、『総合計画』でもそこが大事でコアになっている。そうした中で、今度策定する

「条例」は理念的条例であって、山岡さんの解釈は今、意見を出してもらったが、私と青山副会長としては、理念的条例と言いながらも要件はないのか、ヒアリングで確認したところ、参考資料「条例とは」のとおり、条例制定に当たって検討すべき事項として、3つあげられた。

- ・1つ目は、「立法内容の適格性」であり、「条例事項を備えているか、条例事項を備えていない条例を制定することができるか。」ということだが、これについては、「必ずしも、条例事項がない条例を制定できないということではない。」とのことで、市長判断になることがある。条例事項がない条例として、ポイ捨てたばこの条例なんかは、強制力のあるものとして罰則もある。

- ・2つ目は「立法内容の正当性」ということで、「より積極的な意味において住民一般から支持を受けることができるようなものであるか。」ということだ。『総合計画』でも「共創」という言葉は出てこないし、「条例」をつくるということも総合計画の前期基本計画には入っていない。「基本方針」のなかの検討事項には入っているが、これは行政が消極的なことに対してプレッシャーをかけるために条例を作りたいという意見によるもので、今とは背景が異なる。

- ・この点について、「立法内容の正当性」については、「立法事実（当該条例を必要とする課題等）があるか、当該課題等の解決に必要な内容となっているか。」が法制文書課からのチェックが入る部分であり、理念的といいながらも、具体的な基本的な事項などは含まれていないと、チェックが入るということである。

- ・3点目は「各種法令に違反していないか。」もチェックされる。

- ・「立法内容の正当性」について言うと、市民協働の現状から、質的にも量的にも高めていくために、その解決に必要な内容になっているかどうか、具体的なものが入っていないといけないということだ。

- ・先ほどの強制力のこともとも関わるかもしれないが、府中市の市民協働は、行政は責務として、また、事業者であれ市民であれ、市民は自主的にやっていくということを基本とし、「基本方針」では市民の役割として位置付けていて、自主性を重んじるようになっている。

- ・そういった「基本方針」なので、理念条例とはいえ、「基本方針」を含む形で構想しないと、「立法内容の適格性」「立法内容の正当性」というところで、こういう内容を入れた方がいいというレベルでは、条例としては完結できないのではないかというのが、正副会長がヒアリングを受けての印象である。

- ・前回までは、こうした法的な要件を知らずに答申や議論をしてきたが、こういったことを踏まえて皆さんに判断していただきたいと思う。

○山岡委員より、次のとおり発言があった。

- ・結果を見ることはすごく重要で、それに向けてどうするかというと、ある程度の強制力、または、皆が理解するような事柄がないと、法制文書課のチェックを通らないかもしれない。基本方針はわかるが、行動を後押しできるのは理念条例だと思う。

○会長より、次のとおり発言があった。

- ・それは強制力を含んだ理念条例ということか。

○山岡委員より、次のとおり発言があった。

- ・そうではない。理念条例でよいが、条例がまったくないとすると、市民は立派な「基本方針」だと思って終わってしまうので、実行するためには、理念条例があることによってそれなりの強制力を発揮すると思う。

○小塚課長より、次のとおり発言があった。

- ・「基本方針」と「条例」の関係の話になっているが、昨年度出した条例の案は、基本的には「基本方針」の内容のうち、理念的な部分を矛盾しない形で「条例」に落とし込んでおり、言い換えると、「基本方針」の一部を「条例」という形に格上げすることによって、より強力的に協働を推進していきたいと考えている。

- ・一方で「基本方針」も「条例」にあわせて見直していく必要があると考えている。

○山岡委員より、次のとおり発言があった。

- ・そのとおりだと思う。「基本方針」をより推進するためには、この「基本方針」を実行していこうという心理的な圧力とチェックがあるということで、「基本方針」に入っているものが「条例」の文章の一部になっても構わないと思う。

- ・「基本方針」はよくできているので、これをひっくり返す必要はなく、それを推し進めるためには、その中にある文章を使って「条例」をつくるのも一つの方法だと思うし、私はそれが適切だと思う。

○山下部長より、次のとおり発言があった。

- ・山岡委員の意見にもあったが、「基本方針」は書き換え、修正がしやすいものだが、「条例」は議会を経ることになる。

・市としては、さらに市民協働を進めるために「基本方針」を格上げしたいと考えており、このことは法制文書課にも可能であると、作り方についても問題ないと確認を取っている。議会にする説明としても、さらに市民協働を推し進めてPRするために、「基本方針」を「条例」に落とし込む形で進めたいというのが市の意向である。

○会長より、次のとおり発言があった。

- ・市の意向というか、担当課の意向だと思うが、他に意見はないか。
- ・「基本方針」は修正可能である。
- ・「条例」は課題を解決する役割を担うのか、また理念条例が本当に法的な要件を満たしているのかということについては、青山副会長の意見書に加える形で話すと、「基本方針」と「条例」がバッティングしていて、「基本方針」を格上げして「条例」にするだけの要件を満たしていないといけない。「基本方針」をトリミングして「条例」に入れていくというものではなくて、法制文書課も議会も、なぜ今まで「基本方針」でよかったものを「条例」にしなくてはいけないのか、この説明で通るのかという問題もあると思う。
- ・「基本方針」については、「都市宣言」とセットのもので、府中市の中でもユニークなものだ。そうしたことも含めて、発言していない委員からも意見を伺いたい。
- ・情報も共有されてきたので、昨年度の議論よりも正確な情報で深めて、そのうえでどう判断するかという状態になってきていると思う。

○坂牧委員より、次のとおり発言があった。

- ・基本方針を自分で読んだがよくわからず、前回欠席したため資料を送付してもらったが理解できていないところがある。

○鈴木委員より、次のとおり発言があった。

- ・「基本方針」は、「総合計画」の見直し時期にあわせて見直すものなのか。

○会長より、次のとおり発言があった。

- ・タイミングとしては、先に「基本方針」ができ、同年に「都市宣言」を出した後、それを「総合計画」にも反映したというのが時間の流れである。
- ・「協働によるまちづくりを推進していきます。」と、まちづくりの基本理念にも協働が位置付けられている。その協働の中身について定めているのが基本方針であり、令和4年度に改定もし、市民同士の協働も含めるような形で現状に至る。

○鈴木委員より、次のとおり発言があった。

- ・青山副会長の意見書の中では、新たに条例を設けるとしたら、「基本方針」にはない新たな要素を盛り込むこと、また「基本方針」と矛盾や重複しない「条例」を制定するべきで、そうでなければ制定する必要ではないとのことで、そのとおりであるとも思いつつ、もし「基本方針」を格上げして「条例」を作ったら、統合されるようなイメージで、いずれは「基本方針」はなくなっていくものなのか。

○会長より、次のとおり発言があった。

- ・「条例」を作るには、理念的なものであれ要件があり、議会を通ることを考えても、スローガンのことだけではだめである。
- ・私たちがそこまで考えていたかという点、「基本方針」をベースに「条例」にしていくという発想はなかった。そのくらいの重みがあるものとして、例として話してきたので、これはすごく大きな重たい決定だ。「基本方針」は「都市宣言」と一体化して作られているので、なぜ「基本方針」をいま条例化しなくてはいけないのかという問題もある。
- ・内容について、「基本方針」に重ねた部分が「条例」に入っていればいいという話ではなく、格上げということになると、今言ったような問題があり、難儀な作業になる。

○事務局より、次のとおり発言があった。

- ・鈴木委員からの質問に対して説明する。
- ・「都市宣言」は象徴的なもので、概念等が書かれている。「基本方針」には、その概念や理念を実現するためのより具体的な施策や指針が書かれている。先ほど山下部長が発言したように「基本方針」に関しても理念的な要素があるため、その部分について「条例」に格上げして、かつ「基本方針」に書かれている具体的な内容については、別途見直しをしていきたいという提案である。
- ・藤江会長がおっしゃる制定の要件に関しても必要だと思っている。理念条例のなかにも、市民の役割や市の役割を記載することで責任が明確になり、また、資料１－２にもまとめたとおり、前回までに委員からいただいた意見や、「基本方針」を改定した後に新たに生じた課題についても、「条例」を活用して解消につなげることもできると考えている。本日は資料１－２については説明する時間がないと思われるため、確認いただきたい。

○鈴木委員より、次のとおり発言があった。

- ・「立法内容の正当性」が必要ということであれば、「基本方針」では解決できない、「条例」を作らないと解決できない課題があると言える必要がある、という認識であっているか。

○会長より、次のとおり発言があった。

- ・昨年度からの継続という意味では、「共創」に関することがあったが、これについては内容から外れたため、協働に関する部分で、条例を作らないと解決できないような課題をここで考えなくてはならない。

○山岡委員より、次のとおり発言があった。

- ・「基本方針」のなかに色々な定義があるが、それで全部ができると考えるのは危険である。仕事をリーダーになって進める時にはいろいろな計画を立てるが、これをどうやってやるかとなったときに、何らかの圧力がないと人はやらない。
- ・結果として、協働に対する認識度が非常に低く、どうでもいいと思われている。
- ・「基本方針」があってもそこに向けるような心理的な圧力がなければ、上にはいかない。皆が一生懸命にやって、それを後押しするようなものがないといけない。それが「条例」だと思う。
- ・「条例」は非常に一般的でみんなが理解しているもので、基本的にはそれを守らなくてはいけない。「基本方針」は、それをある程度守らなくてはいけないという認識は薄い。
- ・動くのは人間である。「基本方針」は立派だが、それを実現するための後押しとして条例が必要だ。
- ・「基本方針」に書いてある内容を実行するんだという内容の「条例」でもいいと思う。「基本方針」とはまだ別のことを作るのでもいいが、そうではなく、「基本方針」が進むようにするために「条例」の力を借りる。

○鈴木委員より、次のとおり発言があった。

- ・条例の必要性について着目しないといけないと思った。市民の方の後押しになるために条例が必要であるという話として理解した。

○会長より、次のとおり発言があった。

- ・「総合計画」の重点プロジェクトの推進ための評価について、スポーツタウンの推進に関しては、総合体育館の話やトップチームとの連携事業を進めていて、評価としては現状

のまま継続していいという評価になっており、つまり、条例がなくても進んでいる重点プロジェクトがある。押しなべて現状のまま継続という事業が多い。

- ・重点プロジェクトを見る限り、制度があればうまくいくということではなくて、重点プロジェクトの担当課から説明を聞く限りでは、課題を具体的に解決したり、推し進めたりしている感じがする。スポーツタウンにしても連携にしても、協働の作業を通じて高めて活発にしていく、というように協働という言葉を位置づけてくれている。

- ・それは大きいことで、事業によってはそうした文言が入っていない事業もあるが、具体的にチラシや募集要項に協働というものをに入れていくということの方が、意識として推進力になっていくので、「条例」に強制力を持たせることに期待を重ねるのは、府中市の協働のあり方とは矛盾するのではないかと感じる。

- ・課題の解決に必要な内容になっているかについては、具体的なものでないといけないということと、「基本方針」が改定されていくことはあり得るだろうが、その中に含まれていないものが何かというと、「共創」という言葉と、冒頭で紹介した三つのポイントになると思う。コンセンサスがとれなかった部分が新しい課題、考えなければならないポイントとしてあるかと思う。

○関谷委員より、次のとおり発言があった。

- ・青山副会長の『意見書』にもあるとおり、「総合計画」「宣言」「基本方針」「条例」の関係性は重要だと思っており、「宣言」と「基本方針」は対等で、「総合計画」は一番上の理念であるということが示されているが、「条例」については示されていない。私の理解では、「宣言」と「基本方針」の上に、特定の、協働の分野に関する理念として「条例」がある、その上に「総合計画」がある、という認識であっているか。

○会長より、次のとおり発言があった。

- ・「総合計画」は基本的な最上位の計画で、まちづくりにも事業にもいろいろな分野があるが、市民協働のところについては、市長がもっともこだわっている「都市宣言」というものがあり、それと対等なものとして「基本方針」がある。

- ・そのうえで、別で「条例」を考えるとしたらどんなものがあるかということで、今日報告したヒアリングの結果が出てきたということになる。

- ・私にとっても初めての認識だったが、「基本方針」にないから「条例」を出すというのか、「基本方針」に書き加えることで済むかもしれない。

- ・すぐ条例制定、ということではなく、「条例」の中に、「条例」を必要とする課題があるのか。今の話だと、協働を推進するというメンタルな部分での、理念というよりも、も

っと進めていきましょう、ということをコアにしたものをイメージしているように思える。

○関谷委員より、次のとおり発言があった。

・先ほどの話だと「基本方針」を格上げする形で「条例」を作るという話だったので、その認識で言うところのレイヤーとしては、「基本方針」と「宣言」が対等なのであれば、その上に「条例」があって、その「条例」は市民協働に関する理念であるというような感じだと思うが、今の藤江会長の話だと、恐らく「宣言」「基本方針」「条例」が同じレイヤーに入ってしまったと思った。

○会長より、次のとおり発言があった。

・そうではなく、私は「条例」は「基本方針」とは両立できないと思っている。
・だから「基本方針」を格上げして「条例」にするくらいのボリュームをもっていないといけない。トリミングして「条例」にすることでは、法制文書課や議会からどうして今更「条例」にするのかと、また新しい課題を解決するために「条例」が必要だという点について、協働を推進していくことを指すのであったとすれば、それが「条例」で解決するかという質問は当然出ると思う。

○山下部長より、次のとおり発言があった。

・今後、承認いただいた場合の進め方について伝える。
・承認された場合の担当課の進め方としては、位置付けとしては「総合計画」があり、「宣言」があり、現在はその下に「基本方針」がある。
・「基本方針」の中身は格上げするというのは、法制文書課としても「基本方針」と「条例」が同列にあるのはおかしいと思っているのは事実である。「基本方針」のすべてを条例に盛り込むのは難しいので、理念的な部分を「条例」に盛り込み、その後で、同じタイミングで基本方針の見直しの必要性がないことは法制文書課に裏をとっているので、次年度以降、条例ができた後に「基本方針」の今後の取り扱い、同じ名前になるか、別の取り組みとしていくのかはわからないが、皆様に審議していただきたいと考えている。「基本方針」の見直しは条例ができた後でも可能であることは法制文書課にも裏をとっている。
・そのうえで、市民協働を今以上に盛り上げなくてはならないという現状について、「基本方針」を「条例」に格上げすることで市民協働によるまちづくりを推進したい旨を議会にも説明する。議会対策はテクニックの問題、われわれも十分精査して取り組んでいく。

・答申をいただくにあたっては、条文の詳細を議論していただく必要はない。この点では、法制文書課とも遣り取りをしている。他の条例では、一字一句変えないでほしいという提案をいただく場合があるが、条文として馴染まない表現もあったりするため、今回は、条例の方向性を答申の中に盛り込んでほしい。中身については、法制文書課とやり取りをしていく。

○会長より、「裏を取った」というのはどういう意味か、確認があった。

○山下部長より、もし格上げした場合に、今後「基本方針」をどのタイミング、どのように見直すかについて、法制文書課に確認したという意味である、と発言があった。

○会長より、この前のヒアリングの際にはそのやりとりはあったか、確認があった。

○山下部長より、ヒアリングの後、これを進めるうえでどうしたらよいか、確認したものである、と発言があった。

○会長より、裏を取ったというわけではないのではないか、と発言があった。

○山下部長より、会議においてこういった質問が出た場合を想定して、確認したものである、と発言があった。

○会長より、次のとおり発言があった。

- ・不透明な所がある。
- ・大きな問題は「基本方針」と「条例」との関係である。ここのところは、議論できていなくて、関係性自体も正確に把握していなかった。

○花岡委員より、次のとおり発言があった。

- ・法規的な部分が今日わかった。
- ・わがまち支えあい協議会では、市民によるまちづくり、支え合いの仕組みづくりを進めていくという立場で仕事をしているが、なかなか参加者が集まらず、協働が進んでいるかというと、気持ちのある団体が推し進めている状態で、進んでいると捉えることもできるかもしれないが、一人一人が取組みに感化するという意識はまだまだなところもあると思う。

- ・「基本方針」は、すごくわかりやすく、これを読めば市民協働が何であるかわかるが、書き方として、行政がこれから取り組む内容が書かれており、一市民が何をしたらいいか明記されているわけではない。

- ・藤江会長のいうとおり、あまり強制力を持たせずに、自主性を重んじるという線で行くのであればこの書き方でもいいと思うが、他市の条例を見ると、条項の中に、まちづくりの担い手として、自らができることに進んで参加するように努めましょう、といったことが書かれているものがある。

- ・これを圧と感じてしまう市民もいるかもしれないが、書かれていることによって、一人一人が活動に参加していく、協働に参画していく、というような意識を持たないといけないのだな、と思える市民もいると思う。

- ・現状、「都市宣言」と「基本方針」がある中で課題が何かというと、一人一人の意識のレベルがまだまだであるというところだと思う。アンケート（市民意識調査）の結果は、アンケートの取り方にも問題があったとは思っているので一概には言えないが、まだ、市がやってくれるものであるとか、行政がお金を付けてくれるからやるといった、対等に、一緒にやるというよりかは、もっと支援をしてほしいという声も聞こえる。それが悪いことではないが、市民の役割を明確に謳うことは、「条例」を制定する意味合いの一つになってくると思う。

- ・市の職員の意識について、他機関と協働するのは手がかかることなので、マッチングしない理由がそこにもあると思う。すり合わせがうまくいかないことについて、同じ目線に立って話し合えることの一步になるのであれば、市民の役割だけでなく、行政の役割を明記するのも、市内部のコンセンサスを取るという意味で力を発揮できると思い、「条例」を作る意味になると思う。

○山岡委員より、次のとおり発言があった。

- ・市民協働は、府中市において、非常に高いレベルでやらなくてはいけないこととしていて意思表示をしている。次の年になって変わったり、無くなったりしていいものではない、重いものである。

- ・「基本計画」では、持続性、長期的なものを担保が難しい。市長の交替や何かがあると変わるかもしれない。ことが条例でないと、持続性を担保できない。文章は考えないといけないが、「条例」によって協働の活動を推進していくことを担保するようなものが入っていないといけない。

○山根委員より、次のとおり発言があった。

・「条例」は分かりやすい表現にする必要があると思う。日頃から「条例」を読む方は議員や自治会長、法人のトップの方であり、本当にわかってほしい人が、自分の生活や日常が価値のあるものだ気づいたり、関わっている人と気軽に交流したりできるような、市民同士の関係とか、そういったことが個人に響く条例であってほしい。

・なぜかという、自分の価値をわかっていない方が大勢いて、プラッツに一度も行っただけの人が多くいるから。多様な市民、個人の方と会う機会が多いので、「条例」が自分と響く、わかりやすく自分も行動、参加しやすくなることに繋がり、読むことでそれが理解できる「条例」になってほしいと思う。

・スポーツで活躍しているひとのイベントがケヤキ並木でもあるが、毎朝6時から公園で体操をしている人たちは、プロの人と関わるのは恐れ多いと言いつつも、プロの方が来てくれたら嬉しいと話していた。そういう関わりが、悪用されることなく、「条例」でわかりやすく書かれ、市民個人に響くものであってほしいと思う。

○伊沢委員より、次のとおり発言があった。

・「基本方針」は素晴らしいが、どれだけ市民が目を通して把握しているかと考えると、「条例」の方が短文で分かりやすく、たくさんの方の目に届くと思う。

・しかし法務部門を通さないといけないなど、せつかく「条例」をつくっても、個人に響く言葉でなければ、政治が市民の生活と結びつかないと思う。

・せつかく作るのであればもっと市民寄りで、いままでの条例で使われるような言葉ではない言葉をあえて使って、型破りなものだいいと思う。

・制定にあたって守らなければいけない部分は守りつつも、PRの面で新しいかたちの「条例」であればワクワクすると思う。

○山岡委員より、次のとおり発言があった。

・「条例」は前提として、地方自治の実現を目指すものである。地域社会の意思決定に市民が参加するための基盤になるものであり、市民が中心である。行政がこうしてほしい、と言うためのものだと思いが、そうではない。伊沢委員の言った通りだと思う。

○会長より、次のとおり発言があった。

・条例には開発事業者に向けたものもあり、色々な目的なものがあり市民に限定されるものではないことを補足するが、市民協働の場合は、協働の担い手すべてに関わるものである。

○会長より、次のとおり発言があった。

- ・条例の制定の必要性の確認と、答申案の内容を確認しないといけないところであり、また、答申案には別の諮問事項も含まれているが、この会議体の表決は多数決となる。そのため、その方式で、条例の制定の必要性についても考えていくことになる。

- ・青山副会長の意見書にもあり、私もほぼ同意見だが、私たちはまだ条例の中身について確認しながら進める必要があり、白紙委任という訳にはいかない。

- ・先ほどの説明だと法制文書課とのやり取りもあるとのことだったが、この会議体でせっかく法制度等について共通認識を持ち、また最後の方の話は不可欠な部分でもあったので、答申案にできるだけ条例のイメージを記載する必要があると考える。

- ・必要性については採決していきたいが、白紙委任はやめたく、事務局と法制文書課に内容を一任するということは避けたい。会議を開くのが難しければメールや持ち回りで確認するなど、協働作業なので最後まで関心をもって見届けたい。それを踏まえうえで決を採りたい。

- ・多数決なので、条例を作ることについて、今日の意見を踏まえて、賛成・反対・保留で挙手をお願いしたい。

○鈴木委員より、次のとおり発言があった。

- ・条例の内容を見ずに、今、賛成か反対かを決めるということか。

○会長より、次のとおり発言があった。

- ・条例が必要かどうか、ということである。本当は、その点は問題があるところだと思っている。

- ・今日出た意見を踏まえると、すっきりした形で、また伝わりやすさといった言葉についても話もあったが、それはまだ反映されていないと思う。

- ・持ち回りやアンケートなど、素案を見たうえで修正も含めて判断するというやり方もあると思うが、問題があるか。

○山下部長より、次のとおり発言があった。

- ・先ほど言ったのは、条文のまま一語一句変えないような提案を避けていただきたいだけであり、皆様から出た意見を答申案に盛り込み、それをもとに法制文書課の専門の職員が条例に作り上げるという意味だ。

○会長より、次のとおり発言があった。

- ・本日は欠席の方も多く、欠席者のなかでも意見が分かれるかもしれない。今日の議論を聞いていただけなくて残念である。
- ・事務局が案を作成し、改めて条例についてはお諮りするという形でいいか。

(委員から賛成の声)

○山下部長より、次のとおり発言があった。

- ・本日、条例制定の方向性については決議をいただきたい。今後の作業は、条例を作ることを前提に行うものになるので、まずは条例の必要性を確認していただきたい。

○会長より、次のとおり発言があった。

- ・必要性ということは、中身を見てみてやはり必要でないと判断することも含んだものになると思う。
- ・必要性を確認しないと案を作れないという事務的な作業の問題はあると思うので、案を作ってくださいこと自体については、多数決を取らなくても合意できると思うが、いかがか。

(委員から賛成の声)

○山下部長より、次のとおり発言があった。

- ・条例を制定する方向で答申をいただけるかどうか、決を取ってほしいと考えている。
- ・これから市として条例をつくる方向で進めてよろしいかどうか、確認が取れていないように見える。

(委員から、確認はとれているとの声)

○山下部長より、確認が取れているということでよければ、進めさせていただくとの発言があった。

○会長より、次のとおり発言があった。

- ・最終的に条例が必要かどうかは、条例案を見たら判断が変わってくるという可能性もあると思う。そのことを含んだうえではあるが、必要性を判断しないと作業できないのでお諮りしたということになる。

- ・必要性については、合意はあり、条例案を見てから最終的な判断をすることになる。

○会長より、終了予定時刻を過ぎたため、扱えなかった議題についてどうするか発言があった。

○事務局より、第5回の開催の是非について諮っていただきたく、開催する場合は資料1－1のとおり9月9日（月）を提案するとの発言があった。

○会長より、第5回を開催してほしいと発言があった。

○事務局より、時間と開催場所を伝えた。また、扱えなかった審議事項については、持ち回りやメールで意見を伺いたいとし、会長の了承を得た。

○小塚課長より、次のとおり発言があった。

- ・最終的には答申をいただくため、次回答申案をお示ししたいが、まだ審議できていない事項がある。

- ・資料4のとおり、青い枠で囲んだ部分が意見をいただきたい部分である。本来は会議の場で意見を聞きたいが時間も限られているため、ご覧いただき、次回の会議前に青枠内を埋めるイメージで意見をもらえると、次回の会議では取りまとめたもの報告できるので協力いただきたい

- ・条例についても、これまでと本日いただいた意見をもとに考えたいと思っており、これまでの意見は資料1－2にまとめている。さらに意見があるようであればいただきたく、答申案では12ページにあたるため、参考にしていただきたい。

○会長より、次のとおり発言があった。

- ・資料4はたたき台として配付されているため、グラフや文言含めて変えることができ、また割愛することもできる。

- ・資料1－2の○や△は主観的であり、当事者に対してこの会議体がそうした見方をしているという間違ったメッセージにもなりかねないので、答申には載せない方がいいと思う。答申案については図表も含めて慎重にチェックしてほしい。意見も出してほしい。

- ・時間がかかったが、そのくらい時間をかける大事なテーマだったということであり、新しく共有できた部分もあった。そのうえで、持ち回りで判断していただくので、よろしくお願いしたい。

- ・今日は共通の認識のもとで、欠けている部分については指摘もあったが、それが条例という形に繋がるかどうかは改めて判断していただきたい。

○会長より、委員に謝辞を伝えた。閉会宣言ののち、解散。